

# 「生命保険料控除制度」のポイントと 「保険料控除申告書」記入方法のご案内

## 現行の「生命保険料控除制度」のポイント

1. 平成24年より、介護・医療保障の払込保険料を対象とした「介護医療保険料控除」が新設されました。
2. 契約日により、各契約に適用される生命保険料控除の制度が異なります。
3. 適用される制度により、各保険料控除およびこれらを合計した全体の適用限度額が異なります。

旧制度 契約日が平成23年12月31日以前		新制度 契約日が平成24年1月1日以後	
控除枠	所得税	住民税	
一般生命保険料控除	5万円	3.5万円	一般生命保険料控除 4万円 2.8万円
個人年金保険料控除	5万円	3.5万円	介護医療保険料控除 4万円 2.8万円
			対象外保険料 — —
			個人年金保険料控除 4万円 2.8万円
合計控除適用限度額	10万円	7万円	合計控除適用限度額 12万円 7万円

(※1) 平成24年1月1日以後に「更新」「特約の中途付加」等により契約内容が変更された契約は、変更時点から「新制度」が適用されます。

(※2) 個人年金保険料控除を受けるには、個人年金保険料税制適格特約の付加が必要です。

## 「生命保険料控除証明書」は、毎年10月中旬より順次発送いたします。

お早めに必要な場合、以下の方法で簡単に発行できます。 [受付期間] 10月第一営業日～3月下旬

### インターネットからお手続き

ご契約者専用サイトにてお手続きいただき  
以下の方法でお受け取りいただけます。

- ① 郵送で控除証明書を受け取る
- ② スマートフォン・タブレット・パソコン端末で控除証明書電子データを受け取る
- ③ マイナポータルを利用して控除証明書を受け取る

▶ 当社ホームページ [第一生命](#) [ご契約者専用サイト](#)

手続方法	郵送 (※3)	電子データ (※4)	マイナポータル連携 (※5)
インターネット	○	○	○
お電話 (自動音声案内)	○	×	×

(※3) 18:00までに受け付けた分は翌営業日(祝日を除く月～金曜日)に発送します。

(※4) 電子データをダウンロードできる時間は月～金曜日8:00～20:00、土・日・祝日9:00～20:00です。

(※5) 利用申込から電子データ配信完了までに8～10営業日程度お時間をいただきます。

### お電話からお手続き

第一生命コンタクトセンター ☎ **0120-157-157**  
自動音声案内で24時間受け付けています。

- ① 自動音声案内にしたがって該当の番号を押してください。
- ② 「連絡先電話番号」と「証券番号」を入力ください。

## 裏面へ続きます ▶▶▶ 「保険料控除申告書の記入方法」については、裏面を参照ください。

※ 税務の取り扱いについては、令和5年7月現在の法令等にもとづいたものであり、将来的に変更されることもあります。変更された場合には変更後の取り扱いが適用されますのでご注意ください。詳細については、税理士や所轄の税務署等にご確認ください。

(引)受保険会社)

## 第一生命保険株式会社

〒100-8411 東京都千代田区有楽町1-13-1

電話 (03) 3216-1211 (大代表)

◎第一生命ホームページ

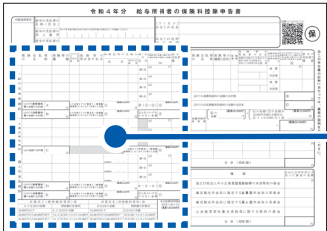
<https://www.dai-ichi-life.co.jp/>

お届けしたのは…

# 保険料控除申告書の記入方法

**1** ~ **6** に従って  
申告書にご記入ください。

給与所得者の保険料控除申告書



### 給与所得者の保険料控除申告書

保険会社等の名称	保険等の種類	保険期間	保険等の受取人の氏名	新・旧区分	あなたが本年中に支払った保険料等の金額の合計額	給与の支払者の確認
第一生命	定期保険特約付終身保険(S62)	終身	第一 太郎 第一 花子 妻	新	55,000	
第一生命	定期保険特約付終身保険(S62)	終身	第一 太郎 第一 花子 妻	旧	140,000	
					(a)の合計額	
					A 140,000	
					(a)のうち旧保険料等の合計額	
					B 55,000	
					(a)の金額を下の計算式Ⅰ(新保険料等)に当てはめて計算した金額	
					① 40,000	
					(a)のうち旧保険料等の合計額	
					B 55,000	
					(a)の金額を下の計算式Ⅱ(旧保険料等)に当てはめて計算した金額	
					② 38,750	
					①と②のいずれか大きい金額	
					④ 40,000	
					(a)の金額の合計額	
					C 80,000	
					Cの金額を下の計算式Ⅰ(新保険料等)に当てはめて計算した金額	
					④ 40,000	
					(a)のうち新保険料等の合計額	
					D 0	
					(a)のうち旧保険料等の合計額	
					E 120,000	
					(a)の金額を下の計算式Ⅰ(新保険料等)に当てはめて計算した金額	
					④ 0	
					(a)のうち旧保険料等の合計額	
					E 120,000	
					(a)の金額を下の計算式Ⅱ(旧保険料等)に当てはめて計算した金額	
					⑤ 50,000	
					④と⑤のいずれか大きい金額	
					⑥ 50,000	
					計(④+⑥)	
					⑦ 40,000	
					(a)の金額を下の計算式Ⅰ(新保険料等)に当てはめて計算した金額	
					④ 0	
					(a)のうち旧保険料等の合計額	
					E 120,000	
					(a)の金額を下の計算式Ⅱ(旧保険料等)に当てはめて計算した金額	
					⑤ 50,000	
					④と⑤のいずれか大きい金額	
					⑥ 50,000	
					計(⑥+⑦)	
					⑧ 120,000	

計算式Ⅰ(新保険料等)※ 計算式Ⅱ(旧保険料等)※

控除額の計算式	控除額の計算式
20,000円以下 A、C又はDの全額	25,000円以下 B又はEの全額
20,001円から40,000円まで (A、C又はD) × 1/2 + 10,000円	25,001円から50,000円まで (B又はE) × 1/2 + 10,000円
40,001円から80,000円まで (A、C又はD) × 1/4 + 20,000円	50,001円から100,000円まで (B又はE) × 1/4 + 25,000円
80,001円以上 一律に40,000円	100,001円以上 一律に50,000円

(記入例)

## 生命保険料控除証明書(月払の例)

1件目 「旧制度・新制度」かつ「一般」「介護医療」適用契約

### 生命保険料控除証明書

(一般・介護医療用)

適用制度: 旧制度・新制度

契約者: 第一 太郎 様

保険種類: 定期保険特約付終身保険(S62) 保険期間: 終身

証券番号: 1111 組第 111111-1号 配当方法: 積立

契約日: 1992年 8月 5日 払込方法: 口座振替毎月払

年 月 までのお払込額を以下のとおり証明します。

分類	保険料(A) 円	配当金(相当額)(B) 円	証明額(A-B) 円
旧制度 一般	75,000	20,000	55,000
新制度 一般	105,000	0	105,000
新制度 介護医療	45,000	0	45,000

※以下の「申告額」欄から転記する

分類	年間保険料(a) 円	配当金(相当額)(b) 円	申告額(a-b) 円
旧制度 一般	75,000	20,000	55,000
新制度 一般	140,000	0	140,000
新制度 介護医療	80,000	0	80,000

2件目 「旧制度」かつ「年金」適用契約

### 生命保険料控除証明書

(個人年金用)

適用制度: 旧制度

契約者: 第一 太郎 様

年金受取人 (生年月日 1969年 2月 19日) 第一 太郎 様

保険種類: 配当付個人年金保険 年金支払期間: 10年

証券番号: 2222 組第 222222-2号 配当方法: 積立

契約日: 2007年 9月 1日 年金支払開始日: 2028年 9月 1日 保険料払込期間: 21年

払込方法: 口座振替毎月払

年 月 までのお払込額を以下のとおり証明します。

分類	保険料(A) 円	配当金(相当額)(B) 円	証明額(A-B) 円
年金	110,000	0	110,000

※以下の「申告額」欄から転記する

分類	年間保険料(a) 円	配当金(相当額)(b) 円	申告額(a-b) 円
年金	120,000	0	120,000

## 申告書の記載手順

**1** ~ **5** は 一般の生命保険料 介護医療保険料 個人年金保険料 ごとに同じ手順を繰り返す ▶ **6** を記入する  
一般の生命保険料 介護医療保険料 個人年金保険料 の区分ごと、「旧制度」「新制度」ごとに転記する

一般の生命保険料の欄番号を例として記載

**1** 契約の基本情報を記入する  
「保険会社名」「保険種類」「保険期間」「契約者」を転記し、「受取人」「続柄」を記入する  
※ 個人年金保険料(年金)については「保険期間」に代えて「年金支払期間」を転記し、「支払開始日」欄に「年金支払開始日」を転記する  
※ 「受取人」は保険証券・生涯設計レポートでご確認ください

**2** 支払った保険料を記入する  
「新旧区分」、「申告額」を転記する  
※ 一般の生命保険料(一般) は 一般の生命保険料 欄へ、  
介護医療保険料(介護医療) は 介護医療保険料 欄へ、  
個人年金保険料(年金) は 個人年金保険料 欄へ、それぞれ転記する  
※ 「介護医療保険料」は、「新制度」のみなので、「区分」の記入は不要です

**3** 支払った保険料を「新旧区分」ごとに合計する  
● 「新制度」の金額を合計し、A欄へ記入する  
● 「旧制度」の金額を合計し、B欄へ記入する

**4** 保険料控除額を計算する  
● A欄の金額を「計算式Ⅰ(新保険料等)」で計算し、  
①欄へ記入する(最高40,000円)  
● B欄の金額を「計算式Ⅱ(旧保険料等)」で計算し、  
②欄へ記入する(最高50,000円)

**5** 最終的な保険料控除額を記入する  
● ①欄と②欄の合計を③欄に記入する  
(40,001円以上でも最高40,000円)  
● ②欄と③欄の大きい方の金額を④欄に記入する

**6** 各区分ごとの保険料控除を合計する  
● ④欄⑤欄⑥欄の金額を合計して記入する  
(合計が120,001円以上でも最高120,000円)

※上はハガキのイメージです。ご契約を複数お持ちの場合など、レイアウトは上記と異なる場合があります。  
※ 「申告額」欄に表示がない場合は「証明額」欄から転記ください。